

# 介護保険について



**地域医療連携センター**  
**井原国代**

# 介護保険制度

## 介護保険制度とは？

**介護保険制度**は、平成12年4月からスタート  
居住している市区町村が制度を運営している

## どういう人が利用できるの？

介護保険認定を申請して認定を受けた人

## 申請ができるのは？

- ・ 65歳以上の人
- ・ 40～64歳の人で次のような**特定疾病のある人**

介護保険法独自に定められているもので特定疾患いわゆる**指定難病とは一緒ではない。**



# 介護保険対象者

## 対象となるのは？

**65歳以上**の方は、市区町村（保険者）が実施する要介護認定において介護が必要と認定された場合、いつでもサービスを受けることができます。

**40歳から64歳**までの人は、介護保険の対象となる**特定疾病**により介護が必要と認定された場合は、介護サービスを受けることができます。



# 40歳～64歳の人々が申請できる特定疾病

## 特定疾病とは？

(16種類)

- ①がん【がん末期】
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靱帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

# 介護認定について



実際にサービスを受けるには？

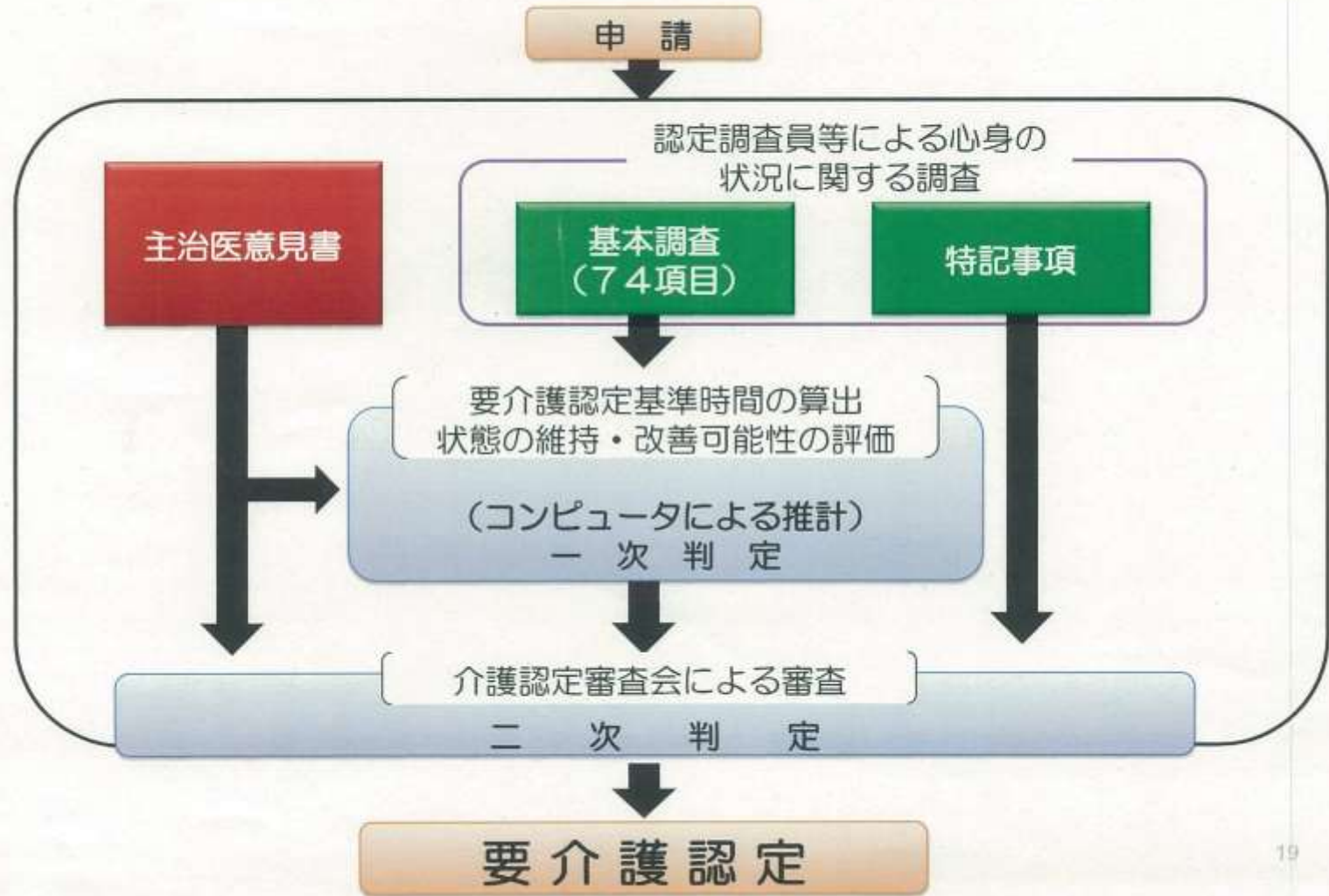
- ①まずは、住まいの市区町村の窓口で**要介護認定の申請**を行う。
- ②申請後は市区町村の職員などが自宅や入院先を訪問し、調査を行う。
- ③かかりつけの医師が心身の状況について**意見書（主治医意見書）**を作成。
- ③認定調査結果や主治医意見書に基づくコンピュータによる一次判定及び、介護認定審査会による二次判定を経て、市区町村が要介護度を決定する。

# 訪問調査



- **ご家庭や入院中であれば病院へ調査員が出向き訪問する。**
- **申請された方の中で調査というと、頑張りすぎて普段できないことまで「出来る」と答えたり、普段以上に頑張っていて実際できてしまう場合もある。**
- **そういう場合は、ご家族などが普段の状況を調査員に伝えることも重要。**
- **入院中であれば、看護師が普段の状況を調査員に伝えることもできる。**

# 要介護認定の流れ



# 介護認定について

認定（介護を必要とする度合い）

要介護<sup>5</sup>

要介護<sup>4</sup>

要介護<sup>3</sup>

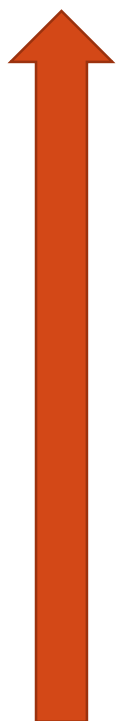
要介護<sup>2</sup>

要介護<sup>1</sup>

要支援<sup>2</sup>

要支援<sup>1</sup>

非該当



重

軽

認定される介護度で  
利用できるサービスが異なる





# 介護保険サービスの利用料

介護保険サービスの利用者負担割合は、今まで所得に関わらず**1割**の負担だったが、平成27年8月利用分から、一定以上の所得がある方の負担割合は**2割**となった。

**\* 要介護・要支援認定を受けた方すべてに「介護保険負担割合証」が発行される。**



# 介護保険で利用できるサービス

## ○居宅サービス

～自宅に訪問して行うサービス～

- ・ 訪問介護(ホームヘルプサービス)
- ・ 訪問入浴
- ・ 訪問看護(在宅療養の要！)
- ・ 訪問リハビリ
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護



# 介護保険で利用できるサービス

## ～通うサービス～

- ・通所介護（デイサービス）
- ・通所リハビリ（デイケア）

## ～訪問・通い・宿泊を組み合わせる～

- ・小規模多機能型居宅介護

## ～短期入所サービス（ショートステイ）～



# 介護保険で利用できるサービス

## ○施設サービス

＊原則として要介護<sup>3</sup>以上の方が入所対象

- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・ 介護老人保健施設（老健）
- ・ 介護療養型医療施設



# 介護保険で利用できるサービス

## ◎福祉用具貸与

車イス（付属品）、特殊寝台（付属品）、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト、認知症老人徘徊感知器、歩行器、手すり、スロープ、歩行補助つえ、自動排泄処置装置などを貸し出すサービス。

\*車イスや特殊寝台は  
原則、**要介護2**以上が  
レンタル可。



# 介護保険で利用できるサービス

## ◎住宅改修 (20万円が支給限度基準額)

段差の解消、手すりの取り付け、洋式便器等への便器の取り替え、滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更。引き戸等の扉の取り替えなど

**\*事前申請が必要です。**

**退院日が確定すると、入院中も申請可**



# 介護保険で利用できるサービス

## ◎福祉用具販売(10万円が支給基準限度額)

福祉用具の利用は、レンタルが基本となるが、入浴用具や排泄用具といった直接身体を密着させるものなどは、購入が必要。

ポータブルトイレ

入浴補助用具(シャワーチェア) など



# ケアマネージャーについて

## ケアマネージャー（介護支援専門員）とは？

- ・ 介護を必要とする方や家族の相談に応じアドバイス
- ・ 利用者の希望を確認しながらケアプランを作成
- ・ サービス提供事業者への連絡や手配
- ・ 申請や更新手続きを代行
- ・ 施設入所を希望する方に施設選びのお手伝い



**\* 居宅(介護予防)サービス計画費は、全額介護保険から支給されるので利用者負担はありません。**



# 介護保険証を持参されていたら確認

## 【被保険者証見本】

## 保険料滞納による給付制限の内容

「支払方法の変更」 償還払い化  
 「給付額の減額」 9割給付→7割給付  
 「保険給付の差し止め」 2号被保険者に対する償還払い化及び給付の一時差し止め

### 認定の期限

この期間が終了するまでに更新のための申請が必要です。

### 被保険者証の有効期限

### あなたの要介護度

要支援1.2、要介護1～5までの7段階があります。

介護保険被保険者証		要介護状態区分等		給付制限	
有効期限	年 月 日	認定の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日	内容	期間
番号		居宅サービス	年月日～年月日	開始年月日	年月日
住所		サービス種類	種類支給限度額等	終了年月日	年月日
氏名		認定需自会の種別及びサービスの種類の指定		開始年月日	年月日
生年月日	年 月 日			終了年月日	年月日
交付年月日	年 月 日			開始年月日	年月日
保険者番号並びに保険者名称及び印	431007 熊本市 熊本市印			届出年月日	年月日
				届出年月日	年月日
				届出年月日	年月日
				種類名称	種類名称
				入所年月日	年月日
				退所年月日	年月日
				入所年月日	年月日
				退所年月日	年月日

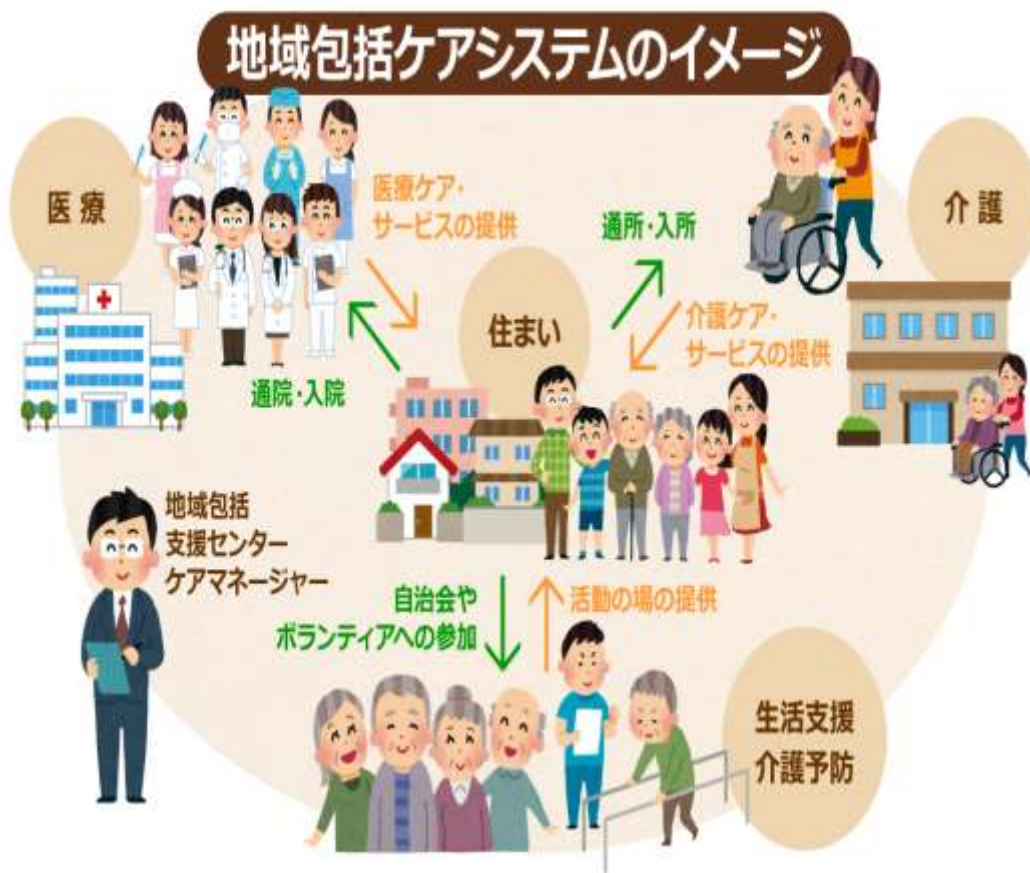
### あなたの支給限度額

居宅サービスを利用できる限度額です。熊本市の場合、1単位10円で計算します。

### あなたがケアプラン作成を依頼した居宅介護支援事業者名

自宅における介護療養生活全般のかかりつけ相談者のような立場です。

# ケアマネージャーの業務



## 地域包括ケアシステム～

要介護者となっても、それまで  
住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送り続けられるように、「住まい」「医療」「介護」「生活支援」「介護予防」のサービスを包括的に受けられるシステム。

ケアマネージャーは、  
患者の生活を支える要

ご静聴ありがとうございました。

